

**令和5年度 カーボンニュートラル推進事業
飯山市カーボンニュートラルマスタープラン策定業務委託
プロポーザル実施要領**

1 本要領の趣旨

当該業務を通して、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画」及び飯山市地球温暖化対策地方公共団体実行計画「区域施策編」を策定するために、契約の相手方となる優先交渉権者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるもの。

なお、当該業務は、環境省の令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択されており、当該業務の完了期日は、令和6年1月31日までとされている。

2 業務委託の概要

(1) 業務名

飯山市カーボンニュートラルマスタープラン策定業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙「令和5年度 カーボンニュートラル推進事業 飯山市カーボンニュートラルマスタープラン策定業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

(4) 委託料の限度額

7,370,000円（消費税相当額含む。）

なお、本業務については、その契約に係る予算が、令和5年飯山市議会6月定例会で可決された場合に執行が可能となるため、否決の場合は実施しない。

(5) 成果品

仕様書に記載のとおり

3 優先交渉権者選定方法及び審査会

(1) 公募によるプロポーザル方式により選定する。次の2段階で実施し、書類審査を通過した申請者（概ね3社以内）が、プレゼンテーション審査に参加できるものとする。

1次選考 書類審査

2次選考 プレゼンテーション審査

(2) 本業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、評価基準に基づき審査を行うものとする。

審査項目及び配点は「9 書類審査及び審査結果の連絡」に記載のとおりであるが、審査委員会の協議により変更することがある。また、同点の申請者が複数の場合は、審査委

員会が2次選考に進む社又は優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 飯山市入札参加資格を有すること。なお、当該資格の申請中であっても7に掲げる参加申込は可能とするが、6月21日正午時点で入札参加資格を取得できないときは、既になされた参加申込は無効とするので、参加申込を希望する場合は、遅くとも6月15日正午までに入札参加資格者申請を済ませること。
- (3) 共同体での参加は認めない。
- (4) 10に掲げる企画提案書の提出期限において、飯山市の入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 次のいずれかの計画等の策定等の業務の実績を有すること。対象期間については過去8年間（平成27年4月から令和5年3月まで）とし、支店または営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

なお、判断に迷う場合は、契約書等への記載の有無により判断するものとする。

- ① 地球温暖化対策地方公共団体実行計画「区域施策編」
- ② 環境省 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金による計画支援事業（1号の1～1号の4のいずれかに該当していること）
- ③ 環境基本計画、新エネルギービジョン、地球温暖化対策地方公共団体実行計画「事務事業編」その他これらに類する環境関係の計画策定業務
- ④ ①又は③においてその進捗管理等に係る業務

5 選定スケジュール

項目	日程
本要領公表（仕様書等含む。）	6月12日（月）
参加意向の表明	本要領公表日 ～ 6月19日（月）まで
質問の受付期間	本要領公表日 ～ 6月16日（金）正午まで
質問の回答期限	6月19日（月）午後5時まで
参加申込・書類の提出期間	本要領公表日 ～ 6月21日（水）午後5時まで
書類審査結果通知 （プレゼンテーション参加可否及び実施通知）	6月23日（金）正午まで
企画提案書等の受付期間	6月23日（金）～6月30日（金）正午まで
プレゼンテーション実施	7月3日（月）午後1時30分から
プロポーザル結果通知	7月5日（水）午後5時まで

6 参加意向表明

「4 参加資格」を満たし、当プロポーザルに参加を希望する場合は、様式8を電子メールに添付のうえ、7（5）に記載するメールアドレスへ上記期日までに送付すること。

なお、令和4年度事業の報告書（データ形式：PDF版）を希望される場合は、参加意向表明を確認後、送付します。

7 参加申込

「4 参加資格」を満たし、当プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

（1）提出書類（全ての紙のサイズは日本産業規格A列4番（以下「A4」という。）とする。）

- ① 本業務における企画提案参加申込書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2。ただし、記載内容が様式2と同じであれば任意のものでも可とする。）
- ③ 業務実績書（様式3）
- ④ 業務実績のわかる契約書等の写し（業務名、発注者、受託者名がわかる部分のみ）
- ⑤ 配置予定担当者調書【管理者】（様式4）
- ⑥ 配置予定担当者調書【担当者】（様式5）
- ⑦ セキュリティ体制（任意の様式）、認証を得ている場合は、証明書の写し
- ⑧ 受託に対するPR（任意の様式）

（2）提出部数
各1部

（3）提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出するものとする。

※ 郵送又は電子メールの場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。

（4）提出期間

「5 選定スケジュール」に記載のとおり。

（5）提出先

飯山市役所 民生部 市民環境課 生活環境係 （1階 3番の窓口）

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1

shiminkankyo@city.iiyama.nagano.jp （市民環境課代表）（@は半角とすること）

8 質問の受付及び回答

本業務に関する質問がある場合は、質問書（様式6）により提出すること。なお、口頭による質問の受付は行わないものとする。

(1) 質問の受付期間

「5 選定スケジュール」に記載のとおり。

(2) 提出方法

電子メールによる提出とする。

(3) 提出先

7 (5) に記載のとおり。

件名に、「カーボンニュートラルマスタープラン策定業務 質問」と記載し、提出後は電話にて質問書を送信した旨を伝えること。

(4) 回答方法

「5 選定スケジュール」に記載の回答日までに、電子メールで参加申込者全員に回答するものとする。なお、この回答をもって、本要領の追加又は修正とみなすものとする。

9 書類審査及び審査結果の連絡

(1) 書類審査

審査委員会で審査を行い、プロポーザル審査を行う概ね3社以内を選定するものとする。

(2) 審査項目、評価基準及び配点

書類審査 配点合計 80点

- | | |
|-----------------|--------|
| ① 会社の業務実績 | 配点 40点 |
| ② 管理者及び担当者の業務実績 | 配点 10点 |
| ③ セキュリティ体制 | 配点 10点 |
| ④ 本業務に受託に対するPR | 配点 20点 |

詳細は、別紙「書類審査 評価基準及び配点」のとおり。

(3) 審査結果の連絡

書類による審査の結果については、「5 選定スケジュール」に記載の期日までに、企画提案参加申込書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

10 プレゼンテーションに係る企画提案書の提出

参加の決定通知後、本業務の内容を踏まえ、下記により企画提案書を提出すること。

なお、提出された書類は返却しないものとする。

(1) 提出書類

提出書類は、全てA4とすること。

提出書類	様式	提出部数及び作成方法
① 企画提案書提出届	様式7	・提出部数 1部 (社印を押印)
② 企画提案書	任意様式	・提出部数 8部 ・表紙を除いて10ページ以内とする。 ・文字サイズは10.5ポイント以上とする。 ・縦書き、横書きいずれでも可とする。 ・仕様書及び評価基準に則った内容とすること。
③ 見積書	任意様式	・提出部数 2部 (正本1部のみ社印を押印し、1部は複写可) ・A4で様式は任意であるが、業務名と金額(税込)、積算根拠を記入のこと。

※ 見積書の積算根拠には、仕様書に基づく内訳を記載すること。

※ 上記の内容を満たしていない場合、プレゼンテーションでの減点対象となる場合がある。

※ プレゼンテーションの資料について、事前に送付した資料と当日の資料に変更を加える場合、変更したページ(ページの右上に変更の旨明記)を8部、当日持参し、受付に提出するものとする。

※ 見積書記載額については、「2(4)委託料の限度額」を超える場合、又は限度額の70%を下回る場合は、失格とする。

(2) プレゼンテーションの評価

別紙評価基準のとおり。調査や資料整理の方針、スケジュールの管理、成果品のイメージを重点的に評価します。

(3) 提出方法

持参、郵送により提出するものとする。

郵送等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認のこと。

(4) 受付期間

「5 選定スケジュール」に記載のとおり。郵送の場合は、提出期限必着のこと。

なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出先 7(5)に記載のとおり

11 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時

令和5年7月3日（月）午後1時30分から3時30分までの間

発表の時間（発表順）については、後日、企画提案書に記載のある担当者にメールにて連絡する。

(2) 実施場所

飯山市役所4階 全員協議会室
（控室 同4階 第3委員会室）

(3) 実施時間

1社につき30分以内とする。

プレゼンテーションを20分以内とし、その後、質疑応答の時間を10分以内の範囲で設ける。

※プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は飯山市で準備するが、パソコン等の機器は持参のこと。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 実施者

参加人数は1社につき2名以内とし、書類審査に記載した管理者若しくは担当者又はその両者とする。なお、参加者は、ご自身の名刺を持参し、受付（控室前）にて提出することで、出席確認とします。

(5) プレゼンテーション評価基準及び配点

配点合計 225点

- | | | |
|-------------|----|------|
| ① 調査方針、企画提案 | 配点 | 120点 |
| ② スケジュール管理 | 配点 | 40点 |
| ③ プレゼンテーション | 配点 | 60点 |
| ④ 見積書 | 配点 | 5点 |

※ 評価基準及び配点の詳細は、別紙「プレゼンテーション審査評価基準及び配点」のとおりにする。なお、評価項目については、審査委員会の協議において変更することがある。

※ 書類審査の点数は反映しないものとする。

(6) 企画提案に関する経費

企画提案に要する経費は、全て企画提案者の負担とする。

(7) 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類等に虚偽の記載があった場合

- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ⑤ 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- ⑥ 見積書の記載額が、限度額を超える場合、又は限度額の70%を下回る場合

12 優先交渉権者の選定方法

(1) 選定方法

- ① 書類審査及びプレゼンテーション審査による評価点の合計が最も高い提案者を優先交渉権者とし、次に評価点の高い提案者を次点者として選定する。
- ② 最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、優先交渉権者を決定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果を文書で通知する。なお、選定に関する異議等は一切受け付けない。

13 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、開催を中止する場合がある。その場合、準備に要した経費を飯山市に請求することはできない。

14 契約について

プロポーザルの審査結果に基づき、飯山市は決定した優先交渉権者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整した後、契約を締結する。

なお、優先交渉権者と契約ができない場合は、次点者と協議するものとする。

15 事務局

飯山市役所民生部市民環境課生活環境係

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1

T E L 0269-67-0726

F A X 0269-62-3127

メール shiminkankyo@city.iiyama.nagano.jp (市民環境課代表) (@は半角とすること)

担当 生活環境係 深堀、市村

16 その他

(1) 辞退について

参加申込後に辞退する場合は、「辞退届」(様式9)を、書類審査又はプロポーザル審査の各受付期間内に、すみやかに事務局へ提出(メール可)すること。なお、辞退しても以後における不利益は被らない。

(2) 契約者以外の参加者からの提案内容について

契約者の提案がなく、契約者以外の者の提案内容に、本業務の遂行上有益となる記載があり、当該提案を利用しようとするときは、当該参加者と協議のうえ決定する。